

### 3. 沿岸整備改善プログラム

伊勢湾の海岸、特に三重県側においては人工海岸比率が少なく、砂浜が続く（半）自然海岸、自然豊かな河口汽水域が残されています。これらの場所はさまざまな生物の生息域となり、また、私たちの憩いの場、レクリエーションの場として親しまれてきました。これは伊勢路に暮らす私たちにとって誇りとすべき空間であると考えます。

一方、海岸法が一部改正されて、自然災害等の被害から海岸を防護するだけでなく、「海岸環境の整備と保全及び公衆の適正な利用」を図ることが明記されました。これを受けて各自治体では、海岸保全基本計画を策定することとなっています。

誇りとすべき伊勢路の海岸をめぐるこうした制度の改正を契機として、より良い姿で沿岸域を次世代に継承するべく「沿岸整備改善プログラム」を提案します。

このプログラムでは、沿岸域を前面海域・海岸・背後地に分類し、それぞれの区分における対策を明らかにしていますが、プログラムを進めるにあたっては、施策の連携やその横断的な展開を図り、藻場・干潟・砂浜などの多様な沿岸域環境を良好な状態で維持することを目指します。

#### 【参考：主な目標（2010年度）】

##### <前面海域・海岸>

- 伊勢の海県立自然公園の公園計画の策定
- 藻場面積の現状維持 (2031.6ha (1999年度))
- 沿岸の漁獲種の現状維持 (24種 (1998年))
- アサリ生息地域箇所数の現状維持 (52地域 (1998年))
- 自然海岸等の延長距離（自然海岸、半自然海岸） おおむね現状維持 (759km (1993年度))
- 海浜復元海岸線延長 4,600m

##### <海岸（防災対策）>

- 伊勢湾沿岸海岸リフレッシュ率 53%
- 海岸防災保安林指定面積 110ha

##### <港湾>

- 快適な水辺空間整備（港湾緑地） 65.2ha

(注) ●印の目標は新しい総合計画「三重のくにつくり宣言」第1次実施計画で設定済みのもので、○印の目標は事務事業目的評価表等で伊勢湾再生に関連するものを掲載しました。現在、各種の数値目標の見直しを行いつつ、総合計画の第2次実施計画の策定作業を行っているところであるので、ここに掲載した目標値はあくまでも現時点での参考として扱ってください。

#### 3-1. 前面海域

前面海域をより良い姿で次世代に継承していくためには、河口汽水域、干潟や藻場などの多様な沿岸域環境が良好な状態で維持される必要があり、そのことは同時に、多様な生態系を確保するためにも不可欠なことです。

そのための重点的対策として、前面海域では河口汽水域・干潟・藻場の適正な保全を進めます。

なお、藻場・干潟の保全対策は、「水質改善プログラム」における「伊勢湾の自然浄化能力の向上」にも寄与するものであり、沿岸整備改善のみならず、伊勢湾の水質改善に関連する重要な対策です。

### 3-1-(1). 河口汽水域・干潟・藻場の保全

前面海域では、流入河川の河口汽水域を中心に干潟が存在しています。また、埋立地や埠頭など人工的な形態の海岸が続く港湾区域でも、河口汽水域の一部に干潟が存在しています。また、中南勢地域の沿岸域を中心に藻場が局所的に分布するとともに、特に良好なアマモ場もみられます。

近年、こうした河口汽水域・干潟・藻場の持つ生態系保持機能や自然浄化機能の重要性が認識されるようになりました。また、河口汽水域や干潟は、特に人工的に改変された沿岸域において、貴重な自然環境でもあります。しかし、これまでの埋立や干拓等により、多くの干潟や藻場が消滅しています。

このため、多様な沿岸域環境の保全・創造に向けて、河口汽水域・干潟・藻場の適正な保全を図るとともに、利用や管轄が輻輳している中で、その保全・管理体制を一元化するような仕組みづくりを検討します。

なお、干潟・藻場の保全にあたっては、干潟・藻場がこれ以上失われることがないように環境モニタリングを充実させ、適正な保全を進めるとともに、生物の生育生息環境に配慮しつつ、漁業権との調整も図りながら干潟や藻場の造成を視野に入れた取組みを促進します。

また、前面海域では広くノリ養殖や採貝が営まれています。これらによって、伊勢湾の有機物や栄養塩が除去され、富栄養化の抑制に一定の役割を果たしていることから、河口域の保全を考慮した漁業権の設定により、伊勢湾におけるノリ養殖、貝類増殖・採貝の持続的な振興を図ります。

#### <具体的な施策>

- 河口汽水域、干潟、藻場の適正な保全
- 人工干潟の造成技術の研究
- 藻場の造成技術の研究
- ノリ養殖・貝類増殖業の経営安定化

### 3-1-(2). 利用対策

前面海域では、広大な面積が埋め立てられ、その利用により地域経済の発展が図られてきました。しかし、その一方で、埋立により浅海域等が消滅し、生物生息域の喪失など伊勢湾の環境が改変されてきました。また、前面海域では、のり養殖場や漁場が広がっていますが、近年、多様化する海洋性レクリエーションと漁業利用との競合等が問題となっています。

このため、海域利用にあたっては、環境への影響を最小限にするための配慮に一層努めます。特に、海面埋立については厳に抑制することとします。やむを得ず埋立を計画する際には、埋立の必要性（広域性、公益性、沿岸利用優先の原則など）、埋立予定地の伊勢湾全体からみた環境特性や位置づけ、埋立に代替する手法との比較検討等を行い、多様な主体と開かれた場で適否を判断する必要があります。

また、海域利用にあたっての安全を確保するとともに、利用者間ルールの調整を促進します。

#### <具体的な施策>

- 埋立に代替する手法（杭式・メガフロート埠頭等）の検討
- 利用者間ルールの調整
- ヨット・モーターボート等事故防止条例の再点検

## 3-2. 海岸

海岸をより良い姿で次世代に継承していくためには、砂浜や干潟などの沿岸域環境が良好な状態で維持されるとともに、背後地から海域へ自然環境が連続した形態となっていることが重要です。これは同時に、生物の多様性を確保するために不可欠なことです。

そのための重点的対策として、貴重な自然環境である自然海岸の保全を図るとともに、砂浜や松林等の保全・創造を進めます。

なお、砂浜の保全対策は、「水質改善プログラム」における「伊勢湾の自然浄化能力の向上」にも寄与するものであり、沿岸整備改善のみならず伊勢湾の水質改善に関連する重要な対策です。

### 3-2-1. 自然海岸・半自然海岸

伊勢湾の海岸では、砂浜、海浜植生や松林などが自然的な海岸景観を形成しているところが少なくありません。また、砂浜やなぎさは多様な生物の生育生息空間となっているとともに、砂浜の持つ消波機能や水質浄化機能の重要性が認識されるようになっていきます。しかし、幅広い砂浜を有し、自然環境が海岸背後から海域へと連続するような自然海岸は限られた空間となってしまう、また、多くの海岸で砂浜が後退傾向にあります。

このため、貴重な自然環境となってしまった自然海岸の厳正な保全を図るとともに、そこを生育・生息の場としている動植物に配慮しながら砂浜・松林等の適正な保全・創造を進めます。

また、海岸に漂着するゴミ・流木について、多様な主体との連携も視野に入れながら、その処理に係る対策を進めます。

さらに、防災対策においても、自然の防災機能を確保し、自然環境等に配慮した海岸保全施設の整備を図ります。

一方で、海岸保全に関する地道な住民運動等も展開されるようになっていきます。今後、こうした参加・実践を広げていくためにも、海岸を環境教育等に活用するとともに、そのために必要最小限の範囲でパブリックアクセスを確保するなど、海岸の保全を基調とした利用対策を促進します。

#### <具体的な施策>

- 砂浜・松林・海浜植生の保全・創造
- 継続的な海岸形状モニタリングの実施
- 生態系、植生調査・地域固有種に関する生態の実態調査の実施・継続
- 貴重・希少な生物の保護
- ゴミ・流木対策の推進
- 自然環境に配慮した海岸保全施設への転換（人工リーフ・養浜等）
- 沿岸域における環境保護区・立ち入り禁止区域の設置検討
- 自然環境保全地域、自然公園特別地域等の拡大
- 環境保全に配慮した水際線へのアプローチの設定
- 砂浜・海浜植生等の保全の啓発
- 環境教育・自然観察での海岸の活用

### 3-2-2. 人工海岸

埋立地、干拓地や港湾等人工的な形態の海岸が続く地域では、ごく一部で砂浜が残っているのみとなっているとともに、砂浜幅の縮小が見られるところもあり、砂浜の適正な保全が必要です。また、沿岸の海岸堤防の多くは、昭和 30 年代に伊勢湾高潮対策事業で整備されたもので、地盤沈下に伴う沈下や老朽化も見られます。さらに、こういった海岸堤防等により、背後地から海岸へのアクセスやビ

ユーアクセスがかなりの範囲で遮断されたり、民有護岸では関係者以外の住民がなぎさへ接近できない状況にあります。

このため、残された砂浜の適正な保全・創造を進めるとともに、海岸堤防の老朽化対策などの防災対策や、なぎさへのアクセス向上に結びつく環境整備を進めます。

なお、人工海岸の整備にあたって、侵食の進んでいる砂浜については、生物の生育生息環境に配慮した砂浜の保全対策を進め、近自然海岸化を図るとともに、バリアフリーなパブリックアクセスの確保を推進します。

### <具体的な施策>

- 砂浜の適正な保全・創造（再掲）
- 人工砂浜の造成技術の研究
- 老朽化した護岸の改築・補修
- 護岸の耐震安定性の確保
- 海岸へのアプローチの確保（バリアフリー化の推進）
- 景観に配慮した休憩施設、遊歩道の整備
- 利便施設（トイレ・駐車場等）の整備
- 魚付き林の機能のある海浜緑地の整備
- 自然環境に配慮した海岸保全施設（人工リーフ・養浜等）への転換（再掲）
- 人工干潟、人工砂浜、護岸の緩傾斜化等によるエコパークの整備と面的防護の実施

## 3-2-1 (3). 港湾・漁港

港湾・漁港では、これまでと同様に将来にわたって多様な社会要請に応えつつ、砂浜や干潟などの豊かな自然環境の保全・創出、人々と海とのふれあいの場の創出など、新たな環境基盤の整備を行い、快適な港湾・漁港空間をつくることが望まれます。

そのための重点的対策として、港湾では、高い産業集積を物流面で支えていくために、更なる港湾機能の高度化を図ると同時に、自然環境と調和したアメニティ豊かな港湾環境の創出に努めます。また、漁港においては、水産業の振興に寄与する整備を行うとともに、ふれあい漁港空間の形成や海域環境の積極的な保全・創造に資する施策を推進します。

### ①港 湾

港湾では、物流機能の強化や海洋性レクリエーション拠点としての整備などが求められ、港湾計画に基づく整備が進みつつありますが、その結果として、埋立等による浅海域の消滅、直立護岸の整備等に伴う生物生息域の喪失など、伊勢湾の環境の改変が行われてきました。環境への影響を最小限にするための配慮が強く求められています。

また、港湾は市街地と近接していることから親水空間としての利用も求められていますが、民有護岸が多く存在し、一般の住民が水際線に近づきにくくなっています。

このため、港湾では、物流機能の充実強化、交流・連携の促進等に資する整備を進めるとともに、新たな科学的知見の活用を図りつつ、環境に十分に配慮した港湾整備を進めます。また、港湾区域に残る河口汽水域、干潟、砂浜の適正な保全を図り、質の高い海域環境を創造します。

### <具体的な施策>

- 河口汽水域、干潟、藻場の適正な保全（再掲）
- 港湾等の整備による環境影響評価の充実、事後モニタリングの徹底
- ミチゲーションの導入検討
- 環境にやさしい構造物・工法の調査・研究

- 埋立に代替する手法（杭式・メガフロート埠頭等）の検討（再掲）
- 人工干潟、人工砂浜の造成技術の研究（再掲）
- 水質浄化型施設の導入
- 浮遊ゴミ・海底ゴミの収集
- 沿岸利用優先の原則等の確認
- 親水護岸（散策・釣り場等）親水広場の整備
- 低利用、未利用地の実態把握及び有効な活用方法の検討
- 休眠、未利用岸壁の把握及び緩傾斜化

## ②漁 港

漁港では、生産・物流基盤としての整備とともに、都市住民との交流や海洋性レクリエーションのための場の提供など、多目的な機能が求められています。また、水産資源の生息環境となる漁場等の積極的な保全・創造が水産業の重要な課題となっています。

このため、漁港では、経営体の自立を支える生産・物流基盤としての整備を進めるとともに、その整備にあわせて、藻場・干潟の積極的な保全・創造を図り、美しい海辺環境の保全と創造に向けた施策を推進します。また、海面利用に関する利用者相互の調整を図りながら、漁港の多目的利用を進め、ふれあい漁港空間の形成を進めます。

### <具体的な施策>

- 藻場・干潟の保全・創造（再掲）
- 漁業系廃棄物処理施設の整備
- 漁場環境の監視
- 海洋性レクリエーション施設の整備
- 漁業体験学習施設等の整備

### 3-3. 背後地

背後地の土地利用では、工業地域、住居地域、農用地区域が混在し、陸域からの利活用ニーズによる様々な土地利用が行われてきました。しかし、同時にこれら土地利用に際しては、多様な沿岸域環境の適正な保全が重要な課題となっています。

このため、土地利用に際する事前・事後の環境影響評価や環境モニタリングを充実させ、特に伊勢湾環境に配慮して、沿岸域環境が良好な状態で維持されるよう土地利用対策を進めます。

#### <具体的な施策>

- 環境影響評価の充実、事後モニタリングの徹底
- 沿岸域の環境情報等の充実
- 自然環境保全地域、自然公園特別地域等の拡大

### 3-4. 共通施策

現状では、まだまだ伊勢湾に関する科学的知見が整っていない、伊勢湾の現状はどのようになっているのか分からない、どこで誰とどのように伊勢湾と関わっていけばよいか分からないなど、様々な課題がたくさんあります。

そのため、「調査・研究」「参加・実践」「情報・交流」に関する対策を促進します。

#### 3-4-1. 調査・研究

伊勢湾の沿岸域における多種多様な動植物や沿岸域環境の有する自然浄化機能について、その現況を総合的に把握することは十全とは言えません。また、良好な沿岸域環境の創造に資する技術開発も必要です。

このため、伊勢湾沿岸域の現況把握に努めるとともに、予見的な調査・研究、さらに技術開発等の取組みを進めます。

#### <具体的な施策（再掲）>

- 継続的な海岸形状のモニタリングの実施
- 生態系・植生調査・地域固有種に関する生態の実態調査の実施・継続
- ミチゲーションの導入検討
- 埋立に代替する手法（杭式・メガフロート埠頭等）の検討
- 人工干潟、人工砂浜の造成技術の研究
- 狭隘水路等での潮流改善、酸素供給手法の研究
- 水質浄化型施設の導入
- 環境にやさしい海岸での構造物、工法の調査・研究

#### 3-4-2. 参加・実践

伊勢湾の沿岸域では、その利用や管理が輻輳しており、沿岸域の保全や新たな利用に対応した管理や住民参画の手法についての検討が求められています。

このため、伊勢湾を身近に感じ、公共財として保全していかなければならないという意識を高め、さらには伊勢湾を中心に据えて自然と人間が「共生」関係にある社会の形成を目指して、伊勢湾への環境保全に向けた多様な主体の参加・実践を促進します。

#### <具体的な施策>

- 住民による地域固有の貴重動植物の保護活動の展開
- 3ない（無駄に獲らない、捨てない、汚さない）運動の展開
- 住民参加型の海岸清掃の展開
- 住民参加のゴミ流木対策
- 住民参加型の松林の植樹
- 親子海岸教室の展開

#### 3-4-3. 情報・交流

伊勢湾の沿岸域では、藻場・干潟・砂浜等といった沿岸域固有の自然環境の重要性が認識されるようになっていますが、沿岸域に係る環境情報は流域住民に十分伝えられない状況となっています。また、地域によっては、海岸清掃活動や植樹などが熱心に行われていますが、こうした取組みを沿岸域全域に広げていく必要もあります。

このため、沿岸域環境の保全・創造に向けた取組みの共有化と広域的なネットワーク化を図るため、

沿岸域に関する各種の情報提供、交流に関する取組みを促進します。

#### <具体的な施策>

- 沿岸域情報（海岸形状・生態系・利用等）の統合化
- 住民参加型の海岸環境診断調査
- 海岸保全活動に係る交流会等の開催